

資 循 第 3525 号
令和 3 年 10 月 12 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会 会長 様

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長



令和 3 年度「不法投棄撲滅強化月間」の設定及び不法投棄防止啓発ステッカーの配付について (依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県民、事業者及び行政が一体となって「不法投棄・不適正保管対策等推進事業」を推進しており、この取組の一環として、例年 11 月に「不法投棄撲滅強化月間」を設定し、事業を展開しております。

このことについて、令和 3 年度につきましても、別紙のとおり、11 月を不法投棄撲滅強化月間と設定しましたのでお知らせします。

また、本県と貴協会とで締結しました「神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定」に関連する事業として、不法投棄防止啓発ステッカーを作成しましたので、配付します。

つきましては、11 月の不法投棄撲滅強化月間の趣旨に御理解くださるとともに、貴協会会員の車両やオフィス等に掲示し、県内に幅広く不法投棄防止を呼びかけてくださるようお願いいたします。

配付枚数 2,000 枚

問合せ先
適正処理グループ 逸見
電話 045-210-4154 (直通)

令和3年度「不法投棄撲滅強化月間」の設定について

1 目的

本県における廃棄物の不法投棄については、近年、産業廃棄物の大規模な不法投棄事案は発生していないものの、引っ越しごみのような一般廃棄物の小規模な不法投棄は後を絶たない状況にある。

こうした廃棄物の不法投棄を根絶するため、本県では平成9年度から、「不法投棄・不適正保管対策等推進事業」を推進しており、この取組の一環として、例年11月に「不法投棄撲滅強化月間」を設定し、県民、事業者及び行政が一体となって不法投棄対策を展開している。

令和3年度においても、11月1日（月）から11月30日（火）までを「不法投棄撲滅強化月間」とし、不法投棄を許さない地域環境づくりを推進することとする。

2 内容

(1) 設定期間

令和3年11月1日（月）から令和3年11月30日（火）まで

(2) 標語

「不法投棄をしない！させない！許さない！」

(3) 広報

広く県民、事業者、市町村等に不法投棄撲滅強化を周知するため、県のたよりや県ホームページ等の媒体を活用して、広報を行う。

(4) 期間中の本県の取組

県は、この期間中、不法投棄監視パトロールなどを実施するほか、事業者、各種団体及び市町村に対して、この期間に合わせた不法投棄防止活動に取り組むよう依頼する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、各実施主体の判断による可能な範囲での協力をお願いとする。

(5) その他

連携して啓発活動を行うため、職場や車両に掲示するために本県で作成した不法投棄防止啓発ステッカーを希望する事業者、市町村等に配付する。



※ サイズは縦 95mm×横 177mm